

社会福祉法人焼津市社会福祉協議会 求職者等に対するセクシュアルハラスメント防止基本方針

社会福祉法人焼津市社会福祉協議会（以下「本会」という。）は、人権を尊重し、誰もが安心して働き、学び、実習し、地域活動に参加できる環境づくりに努めます。

本会では、職員採用、職場見学、インターンシップ、実習受入れ等の場面において生じ得る、求職者等（※1）に対するセクシュアルハラスメント等（※2）の防止に取り組みます。発生した場合には、事実関係を確認し、被害を受けた方への配慮を行うとともに、行為者に対しては、本会就業規程その他の規程に基づき厳正に対処し、再発防止に取り組みます。

求職者等の皆さまが安心して面談・選考及び実習に臨むことができるよう、以下のとおりルールを定めます。

（※1）職員採用活動における応募者、説明会参加者、インターンシップの参加者、実習生を含む。

（※2）セクシュアルハラスメントに類する行為、パワーハラスメントに類する行為、カスタマーハラスメントに類する行為、妊娠、出産等に関するハラスメントに類する行為及び育児休業等に関するハラスメントに類する行為を含む。

【求職活動等における本会のルール】

- 1 本会は、ハラスメント行為の防止について、職員に対する周知・啓発を継続的に行います。
- 2 面談・面接に関するルール
 - ・ 時間：原則的に執務時間中に行います。深夜の呼び出しは行いません。
 - ・ 場所：焼津市総合福祉会館内会議室等、焼津市大井川福祉センター内会議室等、その他、本会が指定した会議室等
 - ・ 実施体制：複数人で実施する、第三者の目が届く環境（オープンスペース等）で実施するなど、法人が認めた体制で行います。なお、会議室など閉じられた空間で行う際は必ず複数人で実施します。
 - ・ 連絡手段：やり取りには本会が指定した公式な連絡手段（業務用電話、業務用メール等）のみを使用します。

【相談窓口について】

本会の採用活動において、万が一、職員から性的な言動等を受けた場合には、以下の相談窓口までご連絡ください。ハラスメントに該当するか判断が難しい場合も含め、幅広くご相談を受け付け、適切に対応します。ご相談にあたっては、相談者のみならず、関係者のプライバシーにも十分配慮し、適切に対応します。

また、相談を行ったことや、事実確認に協力したことなどが、採用選考の判断に影響を与えることはありませんので、安心してご相談ください。

相談窓口：総務課総務管理係

(TEL : 054-621-2941 E-mail : soumu@yaizu-shakyo.or.jp)

令和8年10月1日

社会福祉法人焼津市社会福祉協議会